

答 申 第 1 5 号

平成19年6月29日

仙台市教育委員会 様

仙台市個人情報保護審議会

会 長 布 田 勉

仙台市個人情報保護条例第41条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年1月23日付け教学相第72号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第21号 「 〃 が小学4年の時にいじめにあった関係の書類
・ 中学校進学の際に学校間の申し送り等の文章 〃
の個人情報一部開示決定処分に対する異議申立て

(別紙)

答 申

(諮問第 2 1 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）の行った個人情報開示請求に係る個人情報を一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき『 が小学 4 年の時にいじめにあった関係の書類 「教育委員会と 小学校の間でやりとりされた文章」 「5 年 6 年に上る時の担任間の申し送り等文章」 「 中学校進学の際に学校間の申し送り等文章」』の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 18 年 11 月 30 日付で同月 14 日にした非開示決定を一部開示決定に変更し、この一部開示決定に対してその処分の取り消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書（別添 1 - 1）、意見書（別添 1 - 2）及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

保護者がいじめの問題で学校や教育委員会に行った際、相談を受けた者がメモを取っており、一部開示された文書の非開示部分には、中学校進級時に同じクラスに配置しないように申し出た子どもの氏名が記載されているはずであるから、記載内容が正しいかの確認が必要である、また、これ以外にいじめに関する情報がないのはおかしいことである。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書（別添 2）及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

中学校へ申し送りされた「新入生学級編成資料」の中の「同一学級さける」に記載されている学級及び氏名は、開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるものである。非開示部分は、6 年当時の担任が申立人の保護者からの申し出を受けて記載したものであるが、保護者から特定のクラス、氏名を挙げて申し出がなされたわけではなく、また、4 年時に同じクラスであった生徒が 6 年時のクラスに置き換えて記載されているなど、6 年時の担任により加工、修正されているから、申立人が入手可能な情報とは考

えられないので条例第 17 条第 2 号により一部開示決定を行ったものである。

5 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、実施機関に存在する申立人に係る「新入生学級編成資料」に記載された個人情報のうち非開示とされた部分である。

なお、申立人は、異議申立ての理由として本件対象個人情報以外の個人情報の存在をあげるが、これについては平成 18 年 11 月 16 日付けの異議申立てに包含されているため、ここでは判断しない。

(2) 新入生学級編成資料について

本件新入生学級編成資料は、中学校が各小学校から進学する児童の適切な指導を行い、また、学級編成等を行うために各小学校に提出を依頼し、申立人の出身小学校が各児童の学習面や生活面の様子のほか、特に配慮を要すること等を記録したものである。

(3) 条例第 17 条第 2 号の該当性について

条例第 17 条第 2 号は「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示とする旨を定めたものである。

実施機関が非開示とした部分は、「新入生学級編成資料」の備考欄に「同一学級さける」として記載された、数名の児童の氏名及び学年・学級である。児童の氏名及び学年・学級は特定の個人が識別される個人情報であるので、条例第 17 条第 2 号に該当すると認められる。

(4) 条例第 17 条第 2 号ただし書の該当性について

条例第 17 条第 2 号ただし書は、本人以外の個人情報が、イ（法令等又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、また、知ることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するために、開示することが必要であると認められる情報）及びハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合には、例外的に非開示情報から除くとしているので、以下検討する。

ア 申立人は「同一学級さける」にある情報は、保護者からの申し出により記載されている内容であり、また、開示されなければその情報が正しく記録されているか確認ができないと主張する。一方、実施機関の説明によると「同一学級さける」にある情報は、6 年当時の担任がそれまでの保護者からの申し出、4 年時担任からの口頭による引継ぎの内容及び当時のクラスの状況を総合的に判断して記載したものであり、また、新入生学級編成資料作成時に保護者から同一学級を回避することが望ましい児童の氏名を記載してほしいとの要望はあったが、その際、具体的な児童の氏名を特定して記載を要望されたものではないから、本人が知ることができるとはいえないと主張する。

イ 上記のとおり、本件対象個人情報が保護者の要望に基づいて記載されたことは認められるが、

当該資料には、本件対象個人情報保護が保護者からの申し出をそのまま記載したものか、資料を作成した6年当時の担任の判断も交えて記載されたものかを判断しうる材料は見受けられない。さらに、申立人の法定代理人（保護者）は口頭による意見陳述の際、同一学級を回避すべき児童として10名程度を挙げた旨陳述しているが、実際に「同一学級さける」に記載された児童の氏名の数とは異なるという事実もあり、これらを総合的に判断すると本件対象個人情報は保護者の申し出をそのまま引用したものではない可能性が高い。

ウ 条例第17条第2号は、誤った判断に基づきプライバシー情報が開示されてしまう危険を避ける等の理由から、個人識別性という形式的な要件により、およそ個人に関する一切の情報は原則非開示とすることとしている。同号ただし書が非開示情報から除くこととしている情報は、例外的なものであって、限定的に解釈すべきであるから、本件対象個人情報については、同号イに該当するとは言えない。

エ また、本件対象個人情報は、一般に人の生命、財産等を保護するために開示することが必要な情報であると認められず、さらに公務員の職務の遂行に係る情報でもないから、条例第17条第2号ただし書口及び八にも該当しない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 2 1 号)

年 月 日	内 容
平成 1 8 年 1 2 月 7 日	・ 諮問を受けた
平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から理由説明書を受理した
平成 1 9 年 1 月 1 6 日	・ 異議申立人から意見書を受理した
平成 1 9 年 1 月 2 9 日 （平成 1 8 年度 第 5 回審議会）	・ 諮問の審議を行った
平成 1 9 年 2 月 2 6 日 （平成 1 8 年度 第 6 回審議会）	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成 1 9 年 4 月 4 日 （平成 1 9 年度 第 1 回審議会）	・ 異議申立人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成 1 9 年 6 月 7 日 （平成 1 9 年度 第 4 回審議会）	・ 諮問の審議を行った